

ICANN バンクーバー会議報告
At-Large諮問委員会 (ALAC)

2005年1月26日

会津 泉

ICANN ALAC

インターネットガバナンスタスクフォース

ハイパーネットワーク社会研究所

<izumi@hyper.or.jp>

バンクーバーでのALACの活動

- 活発な会合
 - At-Large Planning Forum
 - VeriSign 和解問題ワークショップ開催
 - At-Large Users Forum
 - GACとの会合
 - ICANN理事会との会合(初めて！)
 - WSISワークショップ
- At-Largeの評価と今後
 - RALO組織化の努力:ヨーロッパ、アジア太平洋
 - 委員長の交代を本格議論、結論持ち越し

会議風景

ALACフォーラム



WSISワークショップ



ALAC会合



2006/1/26

ALAC報告

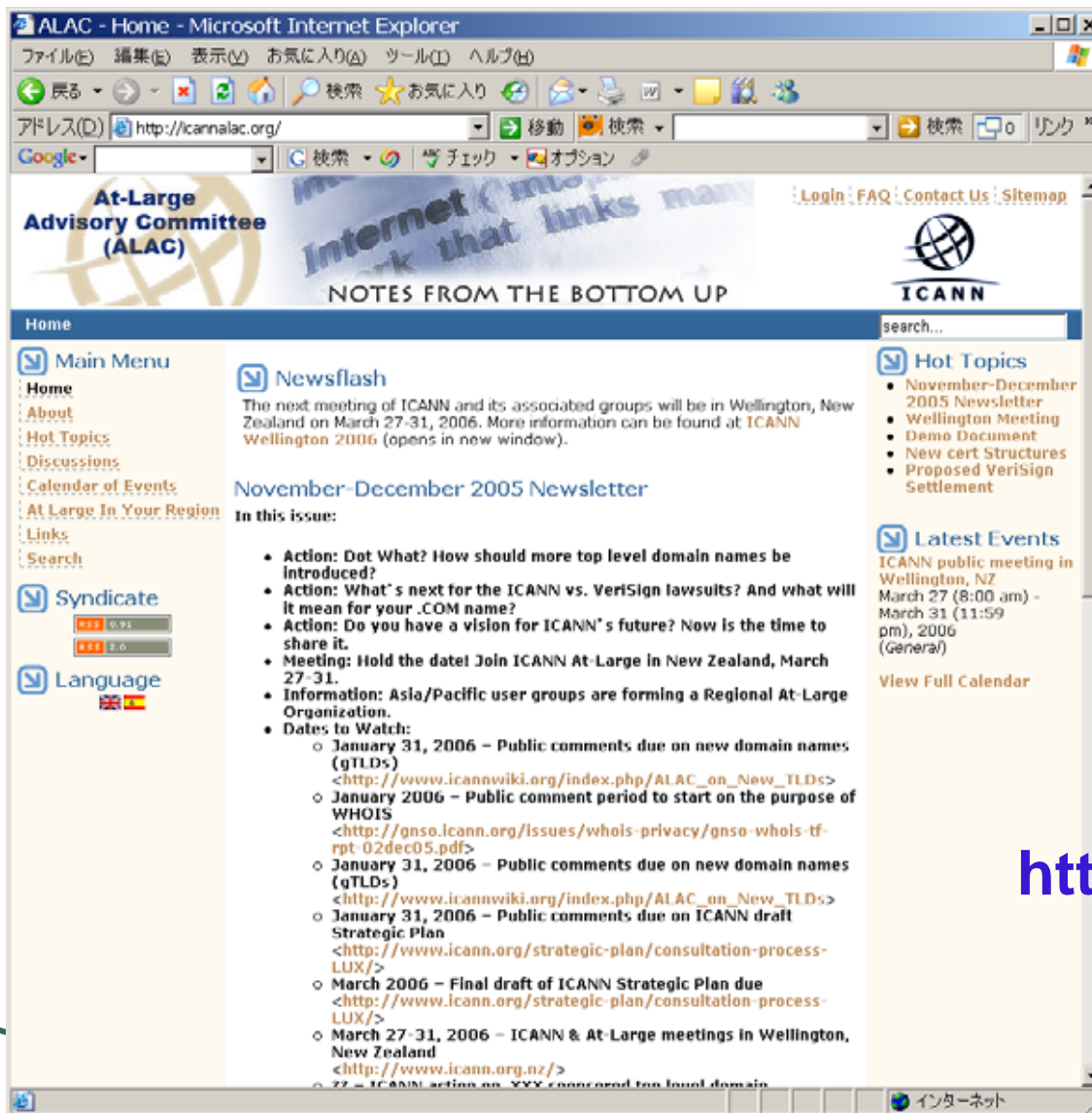
3

At-Large 地域組織 (RALO)づくり

ALS 40団体申請、33団体認証(前回:20)

- ヨーロッパ 8
 - ISOC支部が大半(イタリア、ルクセンブルグ、ベルギー、オランダ、ブルガリア、カタロニア、フィンランド)
 - RALOづくりへ (ISOC中心との批判も)
- アジア太平洋 9
 - 地域会合 開催
 - RALO形成の方向性で意見が分かれる
- アフリカ 7
- 中南米 6
- 北米 3

ALAC、独自ウェブページを準備



<http://icannalac.org>

ポリシー分野の活動

- Verisignとの和解についてのワークショップ開催
- Whoisタスクフォース
- IDN (大きな進展なし)
- レジストリーの PDP
- WIPO-2 のPDP

ALACの課題

- 内部評価作業を継続
- 考え方の対立も表面化
 - 楽観論と悲観論
 - 新チェア？
 - ICANN内部での権利拡大
 - 市民社会全体との連携

ベリサインとICANNの「和解」および新契約案

- 10月24日、ICANNとベリサイン、訴訟の和解と.com契約の案で原則合意を発表
 - ただし、ICANN理事会での承認によって和解・新契約が発効するという条件付。
 - ICANNはコミュニティでの討論プロセスを開始。
- 和解案の内容
 - ICANNとVeriSign間の全紛争の解決
 - 必要に応じ、今後の計画を調整
 - 費用がかかり混乱をきたす訴訟を回避するため、拘束力のある国際的調停に応じる義務

和解の背景・経緯

- 「訴訟」疲れ？ 互いの資源の浪費
- WSISによるプレッシャー
- 「訴訟の背景にある根本問題を解決しようとした」
(P. トゥーミ ICANN・CEO)
- 米国独禁法に抵触しないよう
 - 商務省、司法省と協議の上決めた
 - 法律家、経済学者などの専門家が関与
 - 守秘義務があり、協議内容の公表はできない
- 競争促進策を協議
 - ロックイン市場問題 市場の特性、プライスキャップの機能、長期維持の有効性
 - 新TLDの導入を促進するか などを議論

和解案の要旨:

1 ベリサインのICANN支持表明

- A ICANN理事会の和解案承認後に、両者は記者発表を行う。ベリサインは、ICANNがDNSの適切な技術調整組織であること、民間部門がインターネットの名前、アドレスの調整を担当することと、ICANNがそのプロセスで適切な役割を果たすことへの支持を継続すると表明する。
- B ベリサインはICANNの役割を低下させるような(外部の)活動への支援、参加をしないことを約束する。
- C 両者は、紛争解決メカニズム(ADR)採用で合意(裁判ではなく)
- 1 両者で解決できない問題は、以下の非拘束、非公式調停に
 - チャールス・ボーゲル氏、またはJAMS(Judicial Arbitration and Mediation Services)が選任する人物を予定
 - 2 非公式調停不調の場合、拘束力ある仲裁プロセスに移行
 - 仲裁者は、リチャード・ニール氏を予定

2 現在進行中の訴訟、仲裁について

- 合意後、両者は訴訟(2件)を取り下げる。ICCによる仲裁も取り下げる
- 賠償責任の否認
 - 両者とも賠償責任を否認する。

2 .comレジストリーについての新契約案

1 新契約案の骨子

- ・ベリサインが.comのレジストリーとして事実上半永久的に存在することを承認
- ・ICANNは、ベリサインが徴収するドメイン名登録費用として、上限毎年7%までの価格値上げを認める(プライスカップの導入)。
- ・新サービス導入は、事前に定められたプロセスに沿って進行させる
独占禁止法に抵触する可能性がある場合は政府と協議
技術的問題がある場合は専門家と協議、必要なら常設パネルで審議、パ
ブコメにも付す
- ベリサインによるトラフィックデータの商業的利用は、個人情報を開示しない限り無条件で認められる。

2 契約期間

初期 2012年11月30日まで

それ以降も、所定の条件を損なうことがなければ、自動更新

3 その他

- 付録7.1 レジストリー = レジストラー契約
 - すべての認定レジストラーに非差別でサービス提供 SRSの利用など
 - レジストリーは、レジストラー機能は果たさない
 - レジストラーへの出資は50% 未満に制限
- 7.2 ICANNへのフィーの支払い
 - 初期支払い:125万ドル
 - 固定費:四半期毎に、43,725ドル(年額174,900ドル)
 - 毎年15%まで値上げ可、ただし、トランザクション費用が年額200万ドルを超えた場合、200万ドルを超える金額相当分の固定費を控除
 - トランザクション費用単価:
2006年1月～:37セント 2006年7月～:45セント 2007年7月～:50セント
当初、総額780万ドルを予定、半年間、毎月130万ドル支払い
ICANNは、この収入を以下の目的の支出にあてる。
 - 途上国向け特別ファンド
 - DNSのセキュリティ、安定性の強化のための特別ファンド
 - ICANNの任務であるDNSのセキュリティ、安定性の確保を支える一般業務経費
 - 変動費
ICANN理事会が定めるトランザクション費用相当分 15セント以下
レジストラーあたり単価 ICANN理事会が定める (2004-5年予算の総額以内で)

7.3 ドメイン名登録価格とレジストリーサービス

- 上限価格： 2006年12月31日 ~ 6ドル
- それ以降、毎年7%まで増額可能
 - この上限価格には ICANNトランザクション費用は含まれない

ICANNの各構成組織の反応

- バンクーバー会議で、活発な意見が表明される
- 反対論が優勢

●ALAC

- 1.訴訟の和解と.com契約は分離して扱うべき
- 2.コミュニティのICANNへの、そしてICANNのベリサインへのアカウントビリティとオーバーサイトが失われることになるのを懸念
- 3.個人データの利用、悪用を懸念 ベリサインが特定ドメインのDNSトラフィックデータを販売できるようになる
- 4..comレジストリー価格の引き上げは不当、コストの整合性がなく、総額は巨額に
- 5..comが独占レジストリーであるのに、経済学的、法的な分析根拠が欠如
- 6.ICANNのベリサインへの資金依存度が高く、アカウントビリティを欠いたまま固定化されることを懸念、ICANNの独立性、公的信託を損なう
- 7.ICANNの資金・予算の安定は重要だが、そのためには、和解を決める前に、本来の資金供給源であるドメイン名登録者、利用者の声を聞くべき
- 8.透明性の欠如 .com契約更新などについて
- 9.理事会は、この和解案を拒否すべき